

令和6年度 教育行政執行方針



平取町教育委員会

I はじめに

令和6年第2回平取町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症法上の分類が5類移行後、コロナ前の社会に戻りつつあり、学校においても感染対策を講じながら、通常の学校生活を行うことが可能となってきました。

今後も新型コロナやインフルエンザへの対応を継続しながら、平取町で生まれ育つ子どもたちや町民が協働により、持続可能な地域社会を築いていくためにも教育の果たす役割は重要であります。

教育委員会では、令和3年度に策定した平取町教育推進計画を基本に「子どもたち一人ひとりが夢と希望を持つことのできる学校教育の充実」と、「活力あるまちづくりを進めるための人材育成」に寄与するとともに、生涯学習社会の形成に努めてまいります。

II 教育行政に臨む基本姿勢

最初に、教育行政に臨む基本姿勢について申し上げます。

「平取町の歴史・風土や文化を愛する心豊かな人づくりをめざして」を基本理念とし、豊かな自然と地理的条件のもと、この地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌ民族や先人たちがともに築いた郷土の歴史、文化への理解を深めながら、厳しい社会を生き抜くためのスキルを身につけ、心豊かで責任感を持った人づくりをめざします。

また、人口知能A I やモノ・インターネットI o TなどI C T技術の高度化や社会のグローバル化、更には予測が困難な社会を生き抜くために、新しい時代の学びと働き方への変革の機会ととらえ、誰もが安全で安心な学習機会を得られるよう努めるとともに、地域が持続的に発展できるよう、学校と地域、教育委員会が連携協働しながら課題解決を図り、地域創生の力となる教育行政を進めてまいります。

Ⅲ 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 教育内容の充実

学校教育においては、「生きる力」を身につけるために、子どもたちの発達段階に応じた「知識、技能の習得」、「思考力、判断力、表現力の育成」、「学びに向かう力、人間性等」を三つの柱として子どもたちの資質・能力を育成するとともに、個性や創造性を育んでまいります。

①確かな学力の向上をめざす教育の推進

全国学力・学習状況調査への参加と町独自で行う標準学力検査の調査結果の分析・検証を速やかに行い、各学校においてそれぞれの子どもたちの状況に応じた学習指導を行います。

②主体的・対話的で深い学びによる授業改善の推進

単元計画の中に「主体的・対話的・深い学び」の視点を位置づけ、授業で目指す子ども像を明確にして、授業改善に取り組む体制づくりを進めてまいります。

③特別支援教育の推進

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善また克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、教員の専門性の向上やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員の適切な配置により、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた指導・支援の充実に努めていきます。

④国際理解教育の推進

グローバル化の一層の進展が予想される中、諸外国の人々と協調して生きていく事が求められます。外国語学習への意識を高め、積極的にコミュニケーションを図ることのできる児童生徒の育成に努めます。

⑤ICTを活用した教育の推進

GIGAスクール構想により児童生徒一人ひとりにタブレットパソコンや高速ネットワークが整備され、クラウド活用やデジタル教科書などの導入が進む中、これらの機器を効果的に活用することが重要となります。教員の活用スキルの向上と児童生徒の機器活用能力の向上を目指すとともに、情報モラルに係る指導も行っています。

⑥キャリア教育の推進

自己の目標や生き方に目を向け、職業や進路に係る体験的な活動を行う中で、自分の性格や趣味、能力・適正について理解を深め、現在及び将来の学習と自己実現の繋がりを考え、一人一人の社会的・職業的自立に向け、発達段階に応じて必要となる能力や態度を育てることが出来る

よう取り組みます。

(2) 豊かな人間性と健やかな心身の育成

①道徳教育の推進

「考え、議論する道徳」を展開し、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていきます。

②ふるさと教育の推進

平取町の未来を担う人材を育成するために、故郷に誇りを持ち、地域社会の一人として、まちづくりに積極的に関わりを持ち、郷土に生きる自覚を養う取り組みを推進します。

③読書活動の推進

読書活動は、感性を育むと同時に、表現力や想像力を高め、生きる力を身につけていくうえで、不可欠なものであり、子どもたちが自主的に読書する環境づくりに努めます。

④コミュニケーション能力を育む教育の推進

児童生徒のより良い人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の育成に向け、他者の考え等を正しく理解し、自分の考えを道筋を立てて説明するなどの思考・判断・表現力を意識した学習活動の充実に努めます。

⑤生徒指導体制の充実

いじめの未然防止と早期発見・早期解消のため、組織的かつ迅速な対応に努めます。また、不登校や支援が必要な児童生徒・家庭への対応に

については、平取町で採用するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを有効に活用し、児童生徒の心のケア及び教員や保護者の悩みを心理面からサポートし充実させるとともに、学校と関係機関が連携した組織的な支援を進めていきます。

⑥体力・運動能力の向上

子どもたちの健やかな成長と精神面での充実を図るうえで、体力づくりが必要不可欠となることから、楽しみながら継続的に運動やスポーツ、外遊びができる学校、家庭及び地域との連携のもとに推進します。また、学校部活動について段階的に地域に移行することが国の方針としてされており、関係者や関係機関に情報提供を行うとともに町としての対応を協議してまいります。

（３）アイヌ文化学習の推進

①アイヌ文化学習の推進

平取町の重要な財産であり、町の振興発展に欠かせない教育資源でもあるアイヌ文化を、どの地域の児童生徒も深く等しく学べ、郷土の誇りと思えることができる学習機会の提供や環境づくりに努めます。

Ⅳ 地域とともに歩む学校教育の推進

（１）学校運営の強化充実

①創意ある教育活動の推進

児童生徒が自主的・意欲的な学習活動が出来る特色ある学校づくりのため、自然環境や人材等の教育資源を有効に活かしながら、学校運営の

充実を図ります。

②学校間の連携・接続の推進

小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、児童生徒の発達段階に応じた教育活動の連続性を図るため指導方法の工夫を通じ学校運営の充実に努めます。

③教職員研修の充実・推進

校内研究を基盤として一人一人のキャリアステージに応じた研修への取組やコンプライアンス研修及び不祥事防止対策による服務規律の厳正な保持に努めていきます。また、日高教育研究所・教職員研修センター、北海道教育委員会等が行う研修事業への参加促進を働きかけるとともに、研究組織改革を検討していきます。

④働き方改革の推進

教員の長時間労働を改善し、授業や授業準備に集中し、健康でやりがいのある勤務環境の整備を進めるため、教職員の意識改革を推進するとともに、校務支援システムなどのICTの活用、また業務の見直しや分担を図り効率化を進めていきます。

⑤学校運営協議会の充実

学校と地域が一体となって学校教育活動を推進するため、幅広い地域住民の参画を得て、地域の声を学校運営に活かします。

(2) 安全・安心な教育環境の整備

①就学支援体制の充実

すべての児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、就学に

必要とする援助措置を図ります。

②学校施設・設備等の充実

特色ある学校運営を推進するうえで、安全・安心な学習環境を確保することは不可欠であり、そのための整備・充実に努めます。

③学校給食の充実

児童生徒が食の大切さを理解するうえで、学校給食の果たす役割は大きく、栄養教諭をはじめ給食関係者の衛生意識の向上と管理の徹底に努め、学校給食の安全性の確保を図ります。

④小中学生の通学支援

児童生徒の安全・安心な通学を保障するため、スクールバスの適切な運行及び通学費補助金等の支援充実を図ります。

⑤安全教育の推進

児童生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全性を確保するために、必要な事項を実践的に指導することが重要であり、子ども自身が危険を予知し回避する能力を育てるための防災教育の指導の充実に努めます。

(3) 学校の適正配置推進

①学校統合の推進

少子化の進展を背景として、学校の小規模化が進んでおり、学校規模の適正化及び良好な教育環境を確保するため、該当する学校について協議・検討してまいります。

(4) 平取高等学校の振興発展

①特色ある学校経営への支援充実

高校は町の財産であり重要な拠点であるとともに、高校の存続が地域経済の活力になることから、「びらとり義経塾」をはじめとする魅力ある高校づくりへの支援に努めるとともに、「平取高校の魅力化を図り存続させる会」と連携しながら教育委員会としての施策を講じてまいります。

②小中高の連携充実

地元高校への進学率を高めるうえにおいて、学校間連携が必要不可欠となることから、日常的な交流等が図られる取り組みを推進します。

V 潤いと活気のある地域づくりを目指す社会教育の推進

(1) 学校を核とした地域づくりの推進

①地域学校協働活動の推進

幅広い住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。また、地域と学校がパートナーとして連携・協働して様々な活動を行うとともに、協力者やボランティアの把握・活用に努めます。

②子どもたちの居場所づくりの推進

放課後に子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、異年齢交流や地域の大人とのふれあい、多様な体験活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育み、地域の教育力の活性化を図ります。

(2) 家庭・幼児教育の充実

①家庭の教育力向上への支援

それぞれの家庭の自主性を尊重し、学校及び地域をはじめとする豊か

なつながらの中で家庭教育が行われ、心身の調和のとれた発達が図られる学習機会の提供に努めます。

②幼児教育の支援充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に基本的な生活習慣を身につけると同時に、小学校以降における生き方の基礎を育む必要があることから、社会全体で子育てを支援する取り組みを推進します。

(3) 青少年教育の充実と健全育成の推進

①地域における青少年育成活動の充実

青少年を取り巻く状況は、時代の変遷とともに大きく変化しており、地域住民との関わりや地域における様々な社会体験を通じて成長していく機会や環境が減少傾向にあることから、地域社会の一員としての義務や責任を果たすことができる青少年を育成する環境づくりを推進します。

(4) 成人教育の充実

①成人教育の充実

生涯学習に対する意識向上を図り、町民一人ひとりが生涯にわたって学習活動を行うための学習環境づくりを推進します。また、地域人材の掘り起こしや育成を行い、持続可能な学び合いができる環境を整えます。

(5) 公民館活動の充実

①公民館活動の充実

中央公民館をはじめとする各地区公民館活動の充実を図るとともに、サークルの活動情報など地域住民が必要とする情報等の提供に努めます。

Ⅵ 芸術文化活動の活性化と創造

(1) 芸術文化活動の振興

①文化団体等の育成支援

町民の芸術文化活動の充実を図るため、各種文化団体による主催事業への後援及び助成支援、団体間の連携強化を推進するための指導・助言を行います。

②芸術文化の鑑賞機会の提供

優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、町民芸術劇場など多くの事業を展開し、芸術文化を子どもから大人まで広く町民に浸透させていきます。

Ⅶ 生涯にわたりスポーツが楽しめる環境の形成

(1) 地域に根ざしたスポーツ振興の推進

①各種スポーツ行事・教室の開催

スポーツを通じて、子どもから大人まで地域の交流を図る機会の充実を目指します。

②指導者の確保と育成支援

スポーツ指導者には、経験と理論を持っている優れた人材の確保が必要となります。各団体と連携し各種研修会等の開催を行います。

③スポーツ選手の育成支援

平取町スポーツ連盟等との連携において、競技力の向上及び競技人口

の拡大に向けた各種事業に取り組むとともに、全道・全国大会等へ出場する選手の育成支援を図ります。

④各種スポーツ団体の育成支援

地域の特色を生かし地域に根ざしたスポーツ振興を図るため、スポーツ連盟及び地区スポーツ協会、スポーツ少年団等の自発的な活動に対し支援します。

⑤各種スポーツ情報の提供

町内のスポーツ情報のみならず、町内出身者の活動情報等の収集に努め、「体育館だより」や町ホームページなどを活用し、効果的な情報提供を図ります。

(2) スポーツ環境の整備・充実

①施設維持管理及び運営の充実

町民が安心して楽しくスポーツに取り組める環境づくりのため、利用者の利便性に配慮した管理運営を行う中で、地域に密着したサービスの維持向上に努めます。

②施設及び設備の整備

地域スポーツの拠点となる町民体育館をはじめ、老朽化する施設にあっては、その整備が課題となっております。町内全体のバランスや特性を生かせる機能分担等を考慮した活用が図られる施設整備を検討します。

③学校体育施設の開放

町内各学校の協力を得ながら、学校教育活動に支障のない範囲で学校体育館を一般開放し、地域での健康・体力づくり及びコミュニケーション

ンづくりの場として活用を図り、スポーツを通じた地域活性化に努めます。

Ⅷ 本の魅力とともに知識・教養を高める図書館活動の充実

(1) 読書活動の推進と資料提供の充実

①教養・調査・レクリエーション等の支援充実

住民にとって魅力のある蔵書を整備し、必要とする資料を的確・迅速に提供して、その教養・調査研究・レクリエーション等に資することは図書館の基本的使命であるとともに、生涯にわたる読書習慣の定着を図るため、読書推進を目的とする各種サービスの実施及び充実に努めます。

②学校及び関係団体等への支援協力

町内各学校と連携し、児童生徒の読書活動推進や学校図書室活動の支援に努め、活動目的を同じくするサークル及びボランティアと深く連携・協力を図ります。

Ⅸ 郷土の財産である文化財の保護と活用

(1) アイヌ文化の振興及び二風谷アイヌ文化博物館の充実

①二風谷アイヌ文化博物館の管理運営の充実

貴重なアイヌ文化を伝承する拠点として博物館の果たす役割は重要であり、所蔵資料の適切な管理に努めるとともに、常設展示及び特別展の開催など魅力ある博物館運営を目指します。二風谷工芸館をはじめ周辺施設と連携協力した学習機会の場を設け、来館者対応を進めてまいります。

す。

②アイヌ文化の理解促進及び普及啓発

町内には、豊富なアイヌ文化の学習資源が存在しており、関係機関と連携を図りながら情報共有に努め、アイヌ文化の正しい理解と普及啓発活動を推進します。

③アイヌ文化伝承活動団体への支援と協力

アイヌ文化の普及啓発を図るため、平取アイヌ文化保存会をはじめとした伝承活動団体への適切な支援と協力を行い、活動の活性化と伝承者の人材育成に努めるとともに、体験学習の魅力発信に力をいれます。

(2) 有形・無形文化財等の保護と活用

①有形文化財の保護と活用の推進

地域の歴史を伝える文化財として、国の登録有形文化財である「旧マンロー邸」や北海道指定有形文化財「二風谷遺跡群出土品」などを適切に保護するとともに、関係団体と連携し有形文化財を活用した事業を展開します。

令和5年4月25日には平取町指定有形文化財として、二風谷アイヌ文化博物館所蔵の「アットゥシアミプ(樹皮衣)」一着及び「イタ(盆)」一枚が指定されました。今後、二風谷のアイヌ工芸品としての価値や来歴、技巧などの普及に努めていきます。

②民俗文化財の保護と活用の推進

国指定重要有形民俗文化財である「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」を適切に保存管理しながら有効な活用に努め

ます。また、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている国指定無形民俗文化財のアイヌ古式舞踊を保護推進するために、各種伝統行事や保存継承活動を支援し、地域の文化資源として有効な活用施策を推進します。

令和5年4月25日には平取町指定無形民俗文化財として、「アットゥシの制作技術」及び「イタの制作技術」が指定されました。今後、保持者として認定された二風谷民芸組合連携し、手わざの継承や価値の普及に努めていきます。

アイヌ語・アイヌ口承文芸の保存のため二風谷アイヌ語教室や関係団体と連携し、継承活動を進めます。

③名勝・記念物の保護と活用の推進

北海道における代表的なアイヌ伝承地であり、独特の地形と自然景観をもつ景勝地として指定された名勝ピリカノカ「幌尻岳（ポロシリ）」・「オキクルミのチャシ及びムイノカ」の保存及び普及啓発と活用の推進を図るとともに、町指定天然記念物「すずらん群生地」の保存活用を推進します。

④重要文化的景観の保護と活用の推進

重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」を保護活用するため、関係機関との連携による施策を推進します。

また、文化庁への四次選定の申出を行い、景観全体の付加価値を高めるとともに、町内外に発信する新たな活用施策を進めてまいります。さらに「全国文化的景観地区連絡協議会全国大会」が10月に平取町で開催されることから、実行委員会を組織し準備を進めて参ります。

⑤埋蔵文化財の保護と活用

町内の発掘調査により出土した遺物は、埋蔵文化財として適切な資料の保存と管理を実施しながら、地域の歴史を語る貴重な財産として有効活用を努めます。

埋蔵文化財包蔵地については、開発行為の計画段階から「埋蔵文化財の保護」を目的とした事前協議の必要性について理解を求めていきます。

(3) 沙流川歴史館の充実

①沙流川歴史館の管理運営の充実

企画展展示室及びレクチャーホールを用いた企画展や特別展、講座等を継続的に開催し、また、関係団体との連携をとおした施設の活用推進を図ります。引き続き展示什器等についても必要な整備をしながら、適切な管理運営を継続していきます。

②埋蔵文化財及び地域の歴史・自然等の普及啓発

沙流川流域の自然と歴史に関する学習機会の場を提供するため、沙流川歴史館の常設展示の公開をとおした普及啓発を進めます。また、関係団体との連携しながら考古学体験等の学習機会の提供をすすめます。

(4) 開拓財産の保存と活用

①開拓財産の管理と活用の推進

平取町の開拓当時に使われていた農機具や生活用具を保存し、当時の産業や生活の様子を理解できる展示に努めます。また、学校教育における総合的な学習の時間や地域の郷土学習、農作業体験など開拓財産の有効活用を推進します。

②開拓財産展示施設の管理運営の充実

令和元年より開館した「平取町開拓財産展示施設」（旧荷負小学校の校舎内）を町内の児童生徒のほか、一般の方に利用してもらうため、施設及び利用方法について周知してまいります。

以上、令和6年度教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

X むすび

社会活動や経済活動が活性化し、コロナ前の状態に戻りつつある今、町民一人ひとりが夢や希望を持つことができる人づくりが重要であります。

教育委員会は、町及び関係機関と連携を図り、様々な教育課題に対応し、平取町の未来を担う子どもたちの教育の充実に努めるとともに、生涯にわたり生きがいと心の豊かさを求め、潤いと活気のある地域づくりに寄与する町民を積極的に支援する「生涯学習のまちづくり」をめざしてまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

